

自分で守る 自分の安全

問合せ先 市民安全課 (☎76 - 1137)

犯罪や交通事故は

あなたのすぐ身近に

「自分は、犯罪や交通事故の被害には遭わない」と思っていますか？

実は、市内でも特殊詐欺や、自転車が関わる交通事故により、多くの方が被害に遭われています。また、交通事故は、被害者だけでなく加害者となってしまう場合もあります。

市では、市民の皆さんが安全・安心に暮らすことができるよう、通学路に200台の防犯カメラを設置したり、地域の防犯カメラ設置や防犯パトロール活動に対して補助金を交付したりするなど、さまざまな取組を行っています。

また、警察や地域のボランティア団体と連携協力して、防犯や交通安全に関する啓発活動・情報発信、出前講座などを実施しています。

今回の特集では、防犯は「自己防衛」をテーマに、交通安全は「自転車」をテーマに被害の状況や対策を紹介いたします。

01 防犯

市内の自転車盗認知
件数
(令和6年)

292 件

※令和5年 233件

▶ 自転車盗の増加

市内で自転車の盗難が多発しています。今年は、6月末までの市内の刑法犯の認知件数からみると自転車盗の認知件数は179件(本市の刑法犯663件のうち)、全体の認知件数の27%を占めています。

この179件のうち、無施錠での盗難は75.4%となっており、多くは自転車に鍵をかけずに停めていることで盗まれています。

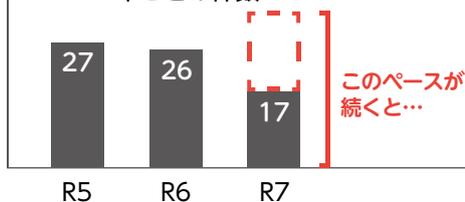


POINT! 自転車に乗らないときは必ず鍵をかけましょう。
鍵は、ツーロックが効果的です。

市内の
特殊詐欺被害件数
(令和6年)

26件

年ごとの件数



▶ 特殊詐欺被害の増加

市内では特殊詐欺による被害が増加しています。最も多い犯人の手口は、警察官と名乗って現金をだまし取る「ニセ警察詐欺」です。今年、6月末までに17件の被害が発生しており、昨年を上回るペースで発生しています。



特殊詐欺の多くは自宅の電話機に電話をかけてきます。自宅の電話機を「迷惑電話防止機能付電話機」に交換するなどの対策をしましょう。怪しいと思ったら信頼できる家族や知人に相談しましょう。

令和7年の特殊詐欺被害の件数は、昨年よりも増加する可能性があります。

愛知県警に寄せられた
女性(16歳以上)に対する
つきまとい等の件数
(令和6年)

3,557件

※令和5年 4,451件

▶ 重大犯罪の一步手前

「知らない人に声をかけられた」「手をつかまれて別の場所に連れていかれそうになった」など、警察に寄せられた女性(16歳以上)や子ども(16歳未満)を狙った声かけやつきまとい等の相談は後を絶ちません。女性や子どもに対する声かけは、重大な犯罪につながる可能性があります。いつ、どこで、誰が被害に遭うか分からないため、一人ひとりの対策が必要となります。



防犯ブザーを持ち歩きましょう。
不審者への気づきが遅れるため、歩きスマホはやめましょう。

覚えておこう!

犯罪から子どもを守る

合言葉「**つみきおに**」

ついていかない **み**んなといつもいっしょ **き**ちんとしらせる

おおごえでたすけをよぶ **に**げる

防犯対策補助金
補助率

購入費の

1/2
(上限額1万円)

▶ 防犯対策補助金 市の補助

市では、市内の自宅・店舗等に実施した防犯対策(常時録画機能付防犯カメラの設置、人感センサーライトの取付など)についての購入および設置費用の一部を補助しています。

特殊詐欺対策となる「迷惑電話防止機能付電話機」の取付も補助の対象となります(同一世帯・店舗等の申請は1回限り)。

詳細はホームページをご確認ください。

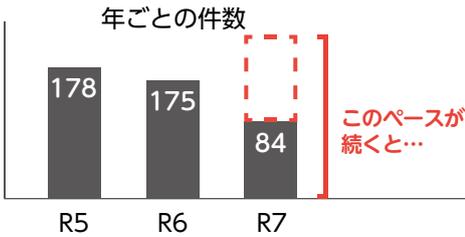
ID 37214



02 交通安全

市内の
自転車事故数
(令和6年)

175件



▶ 自転車事故の増加

市内では自転車関連の交通人身事故が増加しており、今年は、6月末までに84件の事故が発生し、99の方が負傷しています。これは、2日間に1人以上の方が自転車で交通事故に遭っていることとなります。



POINT! 自転車で事故に遭うと大きな怪我を負うリスクが非常に高いため、自転車に乗るときは、7ページの交通ルールを必ず守りましょう。

令和7年の自転車事故の件数は、昨年よりも増加する可能性があります。

市内で自転車事故に
遭った人のヘルメット
着用率 (令和6年)

10.2%

※春日井市 19.4%、犬山市 22.6%

▶ ヘルメット着用の重要性

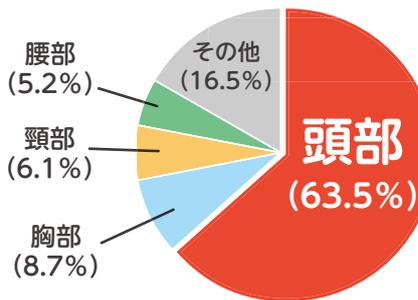
令和6年に県内で発生した自転車死亡事故では、亡くなった23人のうち22人がヘルメットを着用していませんでした。ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較して1.7倍も高くなっています。



POINT! 被害軽減効果のあるヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。

知っていますか？

すべての自転車利用者のヘルメット着用が
努力義務 となっています



▲県内自転車死亡事故の負傷主部位
(令和2～6年)

自転車利用中に交通事故により亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っています。自転車を利用するときは、子どもも大人もヘルメットを着用しましょう。



自転車乗車用ヘルメット
購入補助金補助率
購入費の

1/2
(上限額 2,000円)

▶ 自転車乗車用ヘルメット購入補助金

市の補助

市では、自転車乗車時に着用する安全認証を受けた新品のヘルメットの購入費用を一部補助しています。市内の販売店で購入したものが対象となります(1人1回限り)。

詳細はホームページをご確認ください。

ID 41313



自転車乗車時の交通ルール

1 自転車は車の仲間

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。車道と歩道がある道路では、**車道通行・左側通行が原則**です。歩道通行は例外であり、歩行者を優先しましょう。



2 信号と一時停止を守る

信号は必ず守り、**一時停止**のある交差点では必ず止まり、安全を確認してから道路を横断しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間、無点灯では安全確認ができません。周囲からも見えにくくなり、大変危険です。自転車に乗る前に**ライト**が点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も自動車の場合と同様にお酒を飲んだときは、運転してはいけません。 **罰則** 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金



5 ヘルメットを着用

子どもから大人まで、すべての自転車利用者が**乗車用ヘルメット**を着用しましょう。



6 ながらスマホは禁止

自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の歩行者などに対する注意が不十分になり大変危険なので絶対にやめましょう。 **罰則** 最大1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



こんな運転も禁止

傘さし運転 / 2人乗り / 並進運転 / イヤホンなどを使用して安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態での運転

令和6年11月に道路交通法が改正され、「ながらスマホ」の罰則が強化、「酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となりました。今一度、自転車乗車時のルールを確認し、安全に自転車を利用しましょう。